

株主総会の招集の電磁的方法による通知についての見直しへの意見

2026 年 10 月 28 日

日本証券業協会

社会のデジタル化が進展する中、株主の権利に配慮しつつ、株主総会の運営のデジタル化を一層進めるという方向性には賛同する。

また、証券会社、銀行及び信託銀行などの口座管理機関（以下同じ。）において制度への関与は任意とするとともに、発行会社が取次に係る費用を支払う仕組みが要綱案のたたき台として提案されたことは、これまでの本協会の意見を斟酌いただいたものと受け止めている。

しかし以下に述べるように、承諾の取次経路を新たに法定する必要性や安全性、社会的費用については十分に検証されていないため、現行法の下での改善と民間による実証を先行させるべきと考える。

1. 制度の必要性和実効性

会社法第 299 条第 3 項に基づき、株主の承諾を得て、電磁的方法によって株主総会の招集を通知することは既に可能である。この点、第 3 回会合において紹介されたとおり、当該通知方法の採用状況が 2.7%と極めて低調にとどまっているが¹、この主因が株主側の需要の低さ、承諾の申出先の未認識、承諾作業の負担感等にあるのか、あるいは発行会社の導入姿勢や制度周知等によるものかは明らかでない。仮に制度自体への関心が高くないのであれば、たたき台のように口座管理機関という取次経路を追加しても、株主の承諾の拡大や制度普及にはつながり難しいものと考えられる²。立法に先立ち、株主の利用意向や発行会社の対応実態の検証、代替手段との比較等を行う必要があるのではないかと考える。

なお、取次を行わない口座管理機関も考えられるため、電子化の促進に向けて、引き続き発行会社において積極的な周知等の取組みが期待される。

2. 情報伝達の電子化に向けたプラットフォームの検討**（1）電子メールの利用に係る安全性及び株主の権利保護に関する懸念**

たたき台がメールアドレスを法定の必須事項としない点は理解する。しかし、メッセージアプリや SNS において企業が広く一般に情報発信する例も見られるものの、幅広い年代において電子メールの利用が浸透していることに加え³、株主に限定した情報伝達という点を考慮すると、発行会社・株主双方において、現在の技術では電子メールが主たる選択肢になると見込まれる。

実際の通知手段として主に電子メールが選択されれば、招集通知を装うフィッシング（2025 年の

¹ 株主総会白書 2024 年版（公益社団法人商事法務研究会）のアンケート調査の結果（定時株主総会における電磁的方法による招集の通知の採用状況）

² 株主の承諾のインセンティブとしてポイントなど経済的価値を提供する上場会社も存在する。

³ 総務省「令和 7 年通信利用動向調査の結果」

https://www.soumu.go.jp/main_content/001074768.pdf

報告件数は前年比 42%増の約 245 万件超⁴⁾ 等の迷惑メールを惹起することが考えられる。足元では AI 技術の悪用とも考えられる、不正アクセス等によるメールアドレスを含む大量の個人情報の漏えい事案が頻発しており、その危険はかつてないほどに高まっている。

また、電子メールでの情報伝達は、メールアドレスの登録誤り、迷惑メールフィルターによるブロック、通信障害等による不着が想定されるが、これらは議決権行使の機会を損なうものとして、招集手続を巡る紛争につながりかねない。株主が総会情報を確実に把握し、議決権を行使できることを制度設計の優先事項とすべきである。

さらに、金融庁の監督指針⁵⁾では、電子メール等のログインリンクの取扱いに厳格な注意を求めている。発行会社においても、株主へ電子メールを用いて招集通知を送付する際に、議決権行使サイトの URL を記載しないとといった対応のみならず、本人確認の強化、通知の真正性確保、承諾の変更・撤回、障害時の代替通知及び事故対応を一体として検討すべきである。電子メールを利用した招集通知に起因するフィッシング等が発生した場合、口座管理機関には法的責任が生じないとしても、問合せの殺到や風評上の影響は避け難い。

(2) 代替案

上記を踏まえ、株主総会の在り方を含め、社会全般におけるデジタル化の一層の加速が見込まれる中、株主への安全で利便性の高い電子的な情報伝達手段の整備に向け、株主総会の招集通知に限らず広く根幹から議論を行うべきである。一例としては、一部の株主名簿管理人が提供しているアプリや、主として機関投資家等を対象にした議決権電子行使プラットフォームにおいて、総会情報の提供から議決権行使までを一体的に処理するサービスが既に提供されている。新たな枠組みの法制化よりも、現段階ではこれらの民間サービスを利用・拡張することも考えられるのではないかと。

なお、法制化の検討を継続する場合であっても、口座管理機関の参加・撤退の自由が実質的に確保され、参加しないことによる不利益が生じないことを明確にしていきたい。

また、口座管理機関の参加が任意であるとしても、システム整備、銘柄・口座別の意思表示管理、変更手続、情報保護、照会・苦情対応等に係る事務負担や費用の発生が見込まれ、取次件数に応じた手数料のみでは費用回収が困難となることも考えられる。手数料の目安について予め上限を設定するのではなく、発行会社及び株主名簿管理人のみを通じる場合と、口座管理機関や振替機関も通じる場合を比較した上で、金額を検討すべきである。

さらに、株主総会の招集・運営は、本来、発行会社の事務である。メールアドレスの正確性の確保、株主が複数口座を利用する場合も含めた承諾の変更・撤回等の管理、メール不着時の取扱い、個人情報保護、電子メールを利用した招集通知に起因するフィッシング等、想定されうる課題に対して、発行会社が対応すべき事項や責任の明確化が必要である。

あわせて、実務関係者の協議や、任意の実証結果及び費用対効果の検証を踏まえ、制度化の要否が改めて判断されることも否定されるべきではないと考える。

以 上

⁴ フィッシング対策協議会 2025/12 フィッシング報告状況

<https://www.antiphishing.jp/report/monthly/202512.html>

⁵ 金融庁 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 令和 8 年 10 月

<https://www.fsa.go.jp/common/law/guide/kinyushohin/index.html>